

# 離村と農家の階層間移動

——福岡県遠賀郡岡垣村吉木部落の実態調査——

松 尾 幹 之

## 調査村の概況

明治廿四年筑豊炭田地帯と若松港とを結ぶ筑豊電軌が開通し、同三三年八幡に製鉄所が設置されると、洞海湾を囲む若松・戸畑・八幡の三都市は急激な膨張をみせた。<sup>(1)</sup>この発展によつて、近郊の農村からは多くの労働力が吸収せられ、その結果農家の階層間に大きく移動が行われ、遠隔地にはみられない特異な変貌がもたらされた。このような村の一つが、次に報告する遠賀郡岡垣村である。

岡垣村の位置は、鹿児島本線で言えば筑豊線（旧筑豊電軌）との交叉駅である折尾駅から西へ二つ目の海老津<sup>えびつ</sup>という駅が村の南端の駅となつている。門司から八幡を通つてくる西鉄電車は折尾止りなので、岡垣村からは八幡への電車の便はな<sup>い</sup>（第一図）。

明治・大正期には多くの人々が、この三都市に向つて離村した。そして昭和に入つてからは、恐慌もあつて離村は途絶えたが、やがて戦時に入ると、この離村が通勤という形にとつて変つた。特に終戦後は、三都市の罹災も手伝つて、多くの人が通勤に出、戦災の恢復してきた現在も、減少するどころか益々多くの人々が通勤している。村から海

老津を経て八幡までバスが通っているが、回数が少ないので、彼等の多くは自転車や海老津に出、そこから汽車か或いは博多——小倉間の急行バスに乗るが、汽車を利用する方が多い。これら近郊通勤者の汽車利用の状態を第一表に掲げたが海老津駅からの通勤者は九百名（学生を含む）となつて居り、その大部分が岡垣村である。

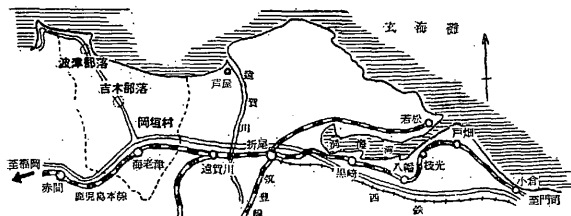
次に岡垣村の現在の特徴は、年雇の多いことである。一、〇五四戸の農家に三六〇名という率は、この各農家の経営面積に比較して確かに多い（第二表）。さきに筆者は、ここより南西に当る粕屋郡青柳村の調査をつうじて、多くの離村者により所謂富農経営と呼ばれている、大きな経営面積を持つ粒の揃つた農家群が

第1表 八幡、戸畑両市に到る鹿児島本線の一平均定期券乗車人員

| 乗車駅  |     | 午前   | 午後   | 計     |
|------|-----|------|------|-------|
| 工場地帯 | 戸畑  | 人    | 人    | ※4439 |
|      | 枝光  | 人    | 人    | ※1499 |
|      | 八幡  | 701  | 2053 | 2754  |
|      | 黒崎  | 723  | 2316 | 3039  |
|      | 折尾  | 3045 | 5930 | 8975  |
| 通勤地帯 | 遠賀川 | 人    | 人    | ※1135 |
|      | 海老津 | 880  | 223  | 1103  |
|      | 赤間  | 1006 | 220  | 1226  |

門鉄施設部建築課による昭和27年の調査。但し※は門鉄営業部編『昭和27年度駅別運輸成績』による。折尾駅の多いのは豊肥線（旧筑豊電軌）との交叉駅であること、西鉄電車（折尾—八幡—門司）の起点駅である為である。

成立し、結局そこに多くの年雇が雇傭されている事実を一瞥したのであるが、本村では、この青柳村のような傾向に合わせて、先ず、通勤者の非常に多いという



第1図 洞海湾三都市と岡垣村

第2表 岡垣村に於ける現住戸数、年雇数、  
蔬菜栽培面積の変化

|        |        | 明39  | 昭5   | 昭11  | 昭27  |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 現在戸数   | 総戸数    | 1035 | 1483 | 1582 | 2708 |
|        | 農家戸数   | 678  | 894  | 762  | 1054 |
| 年雇人数   |        | 30   | ~    | 122  | 360  |
| 蔬菜栽培面積 | 町      | 0.16 | 7    | 18   | 15   |
|        | 瓜類     | 0.94 | 28   | 21   | 23   |
|        | 茄子・トマト | 5.3  | 15   | 24   | 25   |
|        | 大根     | 34.2 | 35   | 57   | 30   |

総戸数の多いのは海老津駅の南にある小炭鉱の爲にもよる。

激増し、年雇の世話役まで届けられた年雇人数をその出身地別にみれば天草一三名、を中心に県内五〇名、鹿児島二三名など計二二一名となつて天草・鹿児島が多く、その他未届を合わせると三六〇名という大量な年雇の数となっている。これは、戦後の通勤者の激増と切り離せない問題であり、後述するように、結論から言えば小さな経営では、経営主自身は通勤に出、経営の作業は年雇に委せるといふような型が出て来たという事情にもよるものである。

このような有様であるから、その経営内容は、単純作業の多い主穀式経営に移らざるを得ない。勿論中堅以上の農家は田を畑に転換して茄子・トマト・西瓜等を作つてはいるが、それも第二表にみる様に昭和に入つてからは伸び悩んでゐる様である。寧ろ松原茄子の名で市民に親しまれた様な初期の大正時代が全盛時代であつたらしく、今では中

ことが、また別の原因となつて年雇の多いという結果を生んでゐると思はれた。即ち、明治初年に於ては、その村内雇傭による年雇経営がどのようなものであつたかは良く解らないのであるが、下層農家の離村によつて年雇は減少し、近傍島々からの季節傭に多く切り替えられた。<sup>(3)</sup>結局明治三十九年頃には年雇はこれら漁村から多く求められたが、その数は同年編纂の村是によれば三〇人を数えるに過ぎなく、また村の老人もそのように少なくなつたと立証する人が多い。これが昭和に入ると朝鮮人の年雇が増えて来て、やがて天草方面にもその給源を求めるようになって年雇人数は顕著に増加し昭和一年には二二一名を数えたが、戦後は更に

心地は更に西の宗像郡に移り、例のモーターバイクで八幡の市場までも個人で出荷する農家が多いらしく、更に根菜類は県南部の三瀬・山門郡或いは熊本県からトラックで出荷して来る状態であり、村の識者はこれを憂えていた。或る大阪市近郊の調査報告に「近郊農村では、この過剰なる労働を経営の多面化によつて消化せんとする方法をとらずして、むしろ賃労働者化してこれを消化せんとする傾向にあり、かくて近郊村農では交通地位の良さに拘らず蔬菜の集約する栽培は漸次すたれ、主穀式経営として展開せんとする萌芽あり」とあつたが、ここでは正にこの様な傾向を辿りつつあり、現在の所その経営は停滞的な印象を与える。

本村は、南部の炭鉱と駅に近い兼業地帯と、東北部の水田地帯、西北部の果樹地帯とに分かれ農協も三つに分かれているが、村の中心は東北部の水田地帯にある。ここで報告する吉木部落は、この水田地帯のセンターとして役場・農協が集中しており、戸数も多い。この部落を選んだ直接の理由は、偶然ここに略々部落全農家についての、江戸時代初期から現在に到るまでの家系図を書いた文書「吉木旧記」と呼ばれているの残つていたことと、明治二十一年、大正元年の土地名寄帳があり、両者照合すれば明治以後の変化を容易に辿り得ると思われたからである。だが、結果的に言えば前述の如くセンターの部落として他の純農村部落と対比できたし、また、本部落に特に米国移民の多かつた<sup>(5)</sup>という特異な面も出て来た。明治三十九年の村是によれば、海外出稼八八名となつており、後述の如く本部落がその多くの部分を占めていた。

次に吉木部落の離村、及びその後の部落に於ける農家の階層間の移動、更に現在の通勤、年雇の關係につき述べる。

註(一) 洞海湾三郷市の明治二十二年、三十九年、大正一四年の戸数の変化をみれば次の如し、八幡村(市) 三六〇 七、三七〇

二七、〇八〇 戸畑村(市) 三五〇 一、三四〇 八、〇〇〇 若松町(市) 二四〇 四、八五〇 九、八八〇

(2) 拙稿「果樹水田村にみる乳牛飼養農家の動向」(『本誌』八卷一號)参照。

(3) これらの名残として現在も宗像神社の「娘市」というのが残っているが、その実態を一昨年探訪した西日本新聞社の記者は次のように傳えている。「福岡県宗像郡田島村宗像神社の秋季大祭には例年「娘市」又は「女中市」と呼ばれる全国でも珍らしい入市が開かれているが、その実態は求職求人当事者間の秘事として、これまで余り世間には知られなかつた。求職者は玄海の孤島大島村を中心に附近漁村の二十才前後の娘さんで、求人側は同郡及び周辺の常農で、仕事は農事の手傳い、子守、女中など契約の期間は十月十日から年末までの八二日間、報酬は昔は「奉公米」といつて主食で支払われる慣しであつたが現在は大部分金銭らしい。この出稼で得た主食は以前家族一カ年分の生活をまかなうに十分であつた所から、漁閑期の過剰労力の利用と家計補助が狙いであつたらしい。市は大祭の二日目(十月二日)神社の参籠殿で行われ(中略)県の職安所員が机を出し仮設サーヴイス機關を開いたが、求人求職とも一人も訪れない。當つてくだけると記者はそれと覺しき娘さんをつかまえた。「あなた行くんじゃない」「こう質問すればよいと昨夜きいたばかり」、案の定「うん」と首を縦に振つた。娘さんは体をくねらしてはにかむ。「いくつ」「十七」「福岡にこない」「遠すぎるわ」と言つたが「けど福岡のなに」という。「女中さんだよ」と答えると「百姓がいいわ」とさつと逃げてしまつた。最後の取り極めは遠くそれとなく見張つている両親がするらしい云々。本村でも波津という漁村部落に奉公米が集められて、そこから各で局々に送られたが、方々から集つた米の山で大変な騒ぎだつたと老人は語っている。

(4) 帝國農會「大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査」第二部。

(5) 小田橋貞寿「我國人口の地方的分布とその移動」(『日本人問題研究』第三輯)によれば、満洲中国等を除いた我が國民の昭和九年の出身地別歐米居留者は、沖縄の六万九千を筆頭に熊本五万四千、広島三万六千、福岡三万、北海道二万人その他で一般に西日本が多く、福岡は四番目となつている。

## 一、年雇・通勤の有無よりみた農家の類型

吉木部落一〇二戸の農家を分類するのに、先ず経営面積と年雇の有無を指標とした。即ち六反以下には年雇を雇傭

雇村と農家の階層間移動

する農家は無いのでこの六反で区切つた。次には、反対に上層農家で年雇を殆んど入れているのは何町以上かとみてみると、二町以上の五戸にはすべて雇傭されており、二町以下になると、入つたり入らなかつたりしていた。そこで二町以上をまた一つの層と考えた。そうすると、次には六反から二町の間を何等かの条件で区切らねばなるまい。概況で述べた様にこの地方の特徴は年雇と共に通勤の多い事にあるので、経営主または経営主に替るべき、実質的には家の労働力の中心となるべき長男が通勤してゐるのはどの位の層までかとみてみると、略々一町一、三反という所で切れている。(以下本章で通勤という場合は、経営主または、これに替るべき長男の通勤のみをさす。)一町三反とすれば丁度六反と二町との真中であり、都合が良いので、全体として半端なようであるが、結局経営面積は六反以下、六反以上一町三反迄、一町三反以上二町迄、二町以上と四階層に分けて考察を進めることにした。そうして、年雇と通勤とのそれぞれの「あり」「なし」の四つの組み合わせを作り、経営面積との相関を第三表に作つてみた。

先ず、年雇を入れずに、通勤に出ている型(以下「年雇無・通勤」と呼ぶ)は、六反以下の層の農家に圧倒的に多いことは明らかである。六反以下では、年雇を入れる余裕など勿論なく、むしろ、家計のカバーのために経営は家族に任せ、経営主は通勤に出ることが当然と考えられる。次に、年雇を入れて、自分は通勤しているという型(以下「年雇・通勤」と呼ぶ)は明らかに六反と一町三反である。この層は六反以下のように家族だけに経営を任せることができない、それかと言つて農業だけでは生活が苦しい、そこで、仮に今、月に一万円の収入のある通勤につけば、現金面からだけでみて五千円の年雇の二倍の収入がはいる、そして仕事も農業ほど身体を使う必要がない。このようなわけでこの型が生れて来たのであるが、非常に珍らしい型であり注目を引いたし、この地方の年雇の多い理由の一つは、この事実にもよると思われた。

第3表 農家の類型（経営面積別）

（単位 戸）

（その一）現在に於ける通勤年雇の有無よりみた農業労働内容の類型

|         | ～6反 |    | 6～13反 | 13～20反 | 20反～ | 計   |
|---------|-----|----|-------|--------|------|-----|
|         | 入村  | 既存 |       |        |      |     |
| 年雇有・通勤  | 11  | 16 | 5     |        |      | 32  |
| 年雇有・通勤  |     |    | 9     | 2      |      | 11  |
| 年雇無・非通勤 | 8   | 3  | 21    | 14     |      | 46  |
| 年雇有・非通勤 |     |    | 3     | 3      | 5    | 16  |
| 計       | 19  | 19 | 38    | 26     | 5    | 105 |

（その二）土地所有を指標とし明治以来の農家階層間の移動方式よりみた類型

|                                        | 0 | 0～6反  | 6～13反      | 13～20反 | 20反～ | 計        |
|----------------------------------------|---|-------|------------|--------|------|----------|
| ④ 農地改革で自作化 {入村<br>既存}                  |   | 19    | 8<br>11(1) | 1<br>5 |      | 28<br>16 |
| ① 明治・大正期に下降 {農地改革で自作化<br>そのまま自作小経営}    | 1 | 5     | 2          | 4(1)   |      | 4<br>8   |
| ③ 明治以来自作的で変化少し                         |   | 10(1) | 8(2)       | 6      | 3    | 24       |
| ② 明治・大正期に上昇 {そのまま自作大中経営<br>農地改革時の解放地主} | 2 | 3(3)  | 7          | 8(1)   | 2    | 18<br>7  |
| 計                                      | 3 | 37    | 36         | 26     | 5    | 105      |

（註）このほか、明治以来比較的大きな土地所有者で昭和になつて土地を手離し、現在6～13反を耕作する農家2戸、及び新規に6反以下の耕作を始めた渡米農家1戸あり、なお明治・大正期に下降した農家にはすでに離村したものが多くあるわけである。（ ）内はそのうち一時渡米していた農家。左端の番号は本文中の説明番号に照応する。

第4表 部落戸数の変化

（単位 戸）

|       | 明21    | 増減  | 大元  | 増減  | 昭6 | 増減  | 昭20 | 増減  | 昭28 |
|-------|--------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 計     | 147    |     | 111 |     | 78 |     | 81  |     | 83  |
| 既存 {  | 離村絶家   | -40 |     | -35 |    |     |     |     |     |
|       | 農家     | ?   | ?   |     | 63 |     | 71  |     | 77  |
|       | {分就・復農 | +4  |     | +2  |    | +3  |     | 0   |     |
|       | {離農    | +7  |     | +4  |    | +6  |     | +6  |     |
|       | 非農家    | -5  |     | -4  |    | -1  |     | 0   |     |
| 入・村 { | 農家     | ?   |     |     | 15 |     | 10  |     | 6   |
|       | {離村    | +5  |     | +4  |    | +1  |     | 0   |     |
|       | {帰農    | 0   |     | 0   |    | 0   |     | +2  |     |
|       | 就・復農   | -7  |     | -4  |    | -6  |     | -6  | 28  |
| 入・村 { | 農家     |     |     | +6  | 6  | +11 | 17  | +11 | 59  |
|       | 非農家    |     |     |     |    |     |     |     |     |

……この間の入村時期不明……

既存の明治21年、大正元年の農家、非農家増減の内訳は、離村、絶家農家を除外した現存の家についてのみである。

次の年雇も入れず通勤もしない型（以下「年雇無・非通勤」と呼ぶ）は、六反〜二町という広い幅にわたつて普通の家族経営並の型として最も普遍的である。何故六反以下を問題にしないかという点、六反以下で既存の農家では殆んど通勤に出ているのに、入村者は、出ていない人が多く、通勤のない農家の大部分を占めているのをもみても解るように、むしろ系累に乏しかつたりして、就職をなし得ないものとみるべきであり、六反以上とは全然内容を異にするものであるが為である。

最後に通勤せずに年雇を入れている型（以下「年雇有・非通勤」と呼ぶ）は、殆んど一町三反以上であり、之は当然家族労働のみでは足りない所を年雇に求めたもので、特に二町以上は五戸全部いれている。一町三反〜二町で年雇をいれているのは、二四戸のうち八戸に過ぎないのをみれば、この型を代表するものは、むしろ、この二町以上の層であると考えられる。

以上のような現況にたいし、次にこれ等農家が主として所有面積の変化からみて、明治以来その階層を、どのように移動してきたかを振り返つてみよう。

## 二、明治以来の階層間移動よりみた農家の類型

現住各農家については、明治二年、大正元年、昭和六年、昭和二〇年、昭和二八年の各時代について、その所有面積を名寄帳により、経営面積を聴取りにより調べた。明治・大正期に離村してしまつた家については、その所有面積は名寄帳で解るが、経営面積については在村者に聴く外なく、不正確で正しい数字を知ることが出来なかつた。その結果、明治・大正時代の農家・非農家数の区別を知る事が出来なかつたので実に不十分な表となつたが、部落の離

・入村、農・非農家の變化の概略を述べれば第四表の如くである。

既存の農家についてみれば、明治二十一年の一四七戸が大正元年には一一二戸、昭和六年には七八戸となり、この間に七五戸も離村している。しかも、この中には大きな土地所有者が、土地を売却して離村したものが多く含まれており、旧來の地主層がここで完全に一掃されてしまつたほどである。この間に非農家から新規に農家になつたのが一一戸、分家それも多く新たに土地を買つて貰つて自作し始めたのが六戸、と現在の部落の中堅をなす層の農家がここに新たに誕生した。その後は、戦後小作農として分家をしてゐた所へ今次の農地改革により土地を分与したという例はあるが、土地を分与しての分家という形では殆んどなく、結局、既存の農家としては数もむしろ減つて零細化するのとなく比較的粒の揃つた農家群が成立した。すなわち、現在既存の農家七七戸、非農家六戸計八三戸と非常に少なくなつてゐる。唯、明治末年の町村合併から比較的大きな村となり、ここにその村の役場が設けられた關係から大正末頃より他部落或いは他村からの入村者（厳密には入部落者なれど以下入村者と呼ぶ）が多く、農家二八戸、非農家約五六戸計八四戸を数え、既存の家と合わせ農家一〇五戸、非農家六二戸、計一六七戸（特に入村非農家については調査洵れがあり、実際にはこれを少し上回る数字を示している）と現在では増えているが、大正から昭和初年にかけては、明治時代よりも逆に戸数は少なかつたわけである。

このような歴史的な変動——主として明治・大正の離村期と今次農地改革による変化——を軸として、現在成立している農家群を分類してみたのが第三表（その二）である。

第一には、①離村の激しかつた頃、變動に流されて没落下降した農家がある。しかし、大所有者で没落したものとは離村してしまつたので、ここに残つたものとしては結局、下降したままのもの八戸、今次の農地改革で再び上昇、自

作化したものの四戸、計一二戸で比較的少ない。

第三には、③前述したように売りに出された土地を買つて新たに安定した農家となつた二五戸の一群である。二町以上の経営五戸は総て彼等から出たものであり、その他の一五戸もすべて現在も六反以上の経営者である。この群の中に今次の農地改革で没落した六反以下のものが六戸あるが、これは四戸が米国帰り、二戸が陸軍将官兄弟の不在地主で、何れも村の外と一度交渉を持つという経験をへた性格の違つたタイプに属するものである。帰米グループの所有経営の変動は多く、色々のタイプがあるが、ここにあるような明治・大正期に溜めてきた小金で土地を買つたが、結局、寄生化して農地改革で手離したといつたものが多いようである。結局今次農地改革の開放農地は、殆んどこの型から出たという結果になつた。

第三には、④これ等変動期にも関係無く余り変化をみなかつた自作的な一群の二四戸がある。特にそのうち一四戸を数える六反以上の層にこの傾向が強く現在も部落の中堅層ではあるが、先の第二の型のものに主導権を譲つた形である。尙六反以下も堅実な通動先を持つて安定しており、先の既存六反以下の殆んどをこれが充當している。

最後に第四の型として④終戦時小作で今次の農地改革で上昇した一群があげられる。これを六反以上と六反以下に分けてみると、前者は殆んど既存農家で、これが一六戸、入村九戸、計二五戸、後者は全部入村農家一九戸である。前者には明治以来の小作もあるが多くは分家農家で、今度先人と肩を並べるに至つたものである。なお後者六反以下の入村農家は第三の無変化の自作的な既存の農家群に比し、通動先も少なく、生計も特に今までは不安定であつたことは既に第四表でみた所である。

結局、今六反以上を拾つてみると、①の明治・大正期没落の型が六戸、②の明治・大正期上昇の型が二〇戸、③の

明治以来変化したものが一五戸、④の農地改革による自作化農家のうち、既存が一六戸、入村が九戸である。数から言つても③の明治・大正期の上昇グループが多く、二町以上の経営五戸をすべてここで持つてゐることからみても、部落の中心となつてゐることが伺えるのであるが、問題はこれ等四つの型と先に述べた第四表の通勤・年雇の有無よりみた経営の四つの型とが、どのような關係になつてゐるかという点であるが、これは最後の要約に譲るとして、次に今一度、明治以来の移動方式よりみたこの四つの型の成立過程を以下委しく説明してみたいと思う。

# 1 明治・大正期における離村及び没落農家

明治・大正期に於ける北九州重工業の勃興に應えて多くの人々が離村した。第五表(その一)にあるように、一町以上の土地所有者一三名、同表(その二)のように一町以下の土地所有者二七名、土地を持たなかつた者二六名、計六六名、となつてゐる。この中で、零細土地所有者の離村は当然肯ける所であるが、大土地所有者の離村の多いのが少し奇異に感じられるかも知れない。即ち、Aの八町七反を筆頭に四町以上がB・C・Dと四戸も土地を売つて離村してゐる。当時、この部落で四町以上の所有者はこの四戸の外には、同表に(附)として記載してゐるP農家一戸があるのみであり、これもその後没落し去つてゐるので、当時の上層農家はここに全部没落し去つたということが出来る。亦このA・B・C・Dの四戸は、家系図の吉木旧記によれば、すべて江戸時代に庄屋を勤めた家柄の旧家であり、その外に、一町以上の土地所有者で、江戸時代庄屋を勤めたような家筋と言へば、同じく同表に(附)として記載したように、今述べたPと、Q・R・Sの四戸であり、結局、大きな土地所有者でもあるいわゆる庄屋地主群は、ここに一掃されたことになるわけである。

第5表 明治・大正期に於ける離村と絶家の土地所有面積

(その一) 所有面積一町以上のもの(すべて離村) (単位 反)

| 農家<br>番号 | 庄<br>屋を<br>勤め<br>た家<br>柄 | 離<br>村時<br>期 | 明治21年 | 大正元年 | 昭和6年 | 昭和20年 | 昭和28年 |
|----------|--------------------------|--------------|-------|------|------|-------|-------|
| A        | (庄)                      | 大            | 87    | 38   | 10   | 2     | 0     |
| B        | (庄)                      | 大            | 78    | 12   | 0    | 0     | 0     |
| C        | (庄)                      | 明            | 59    | 13   | 0    | 0     | 0     |
| D        | (庄)                      | 明            | 44    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| E        |                          | 大            | 38    | 36   | 11   | 0     | 0     |
| F        |                          | 大            | 24    | 14   | 3    | 0     | 0     |
| G        |                          | 大            | 23    | 21   | 16   | 15    | 0     |
| H        |                          | 明            | 22    | 7    | 0    | 0     | 0     |
| I        |                          | 明            | 17    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| J        |                          | 明            | 13    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| K        |                          | 大            | 12    | 12   | 8    | 0     | 0     |
| L        |                          | 大            | 11    | 11   | 0    | 0     | 0     |
| M        |                          | 明            | 11    | 0    | 0    | 0     | 0     |

離村と農家の階層間移動

(附) 上記のほか庄屋を勤めた家柄で明治時代に一町以上所有した者(在村)

|   |     |    |    |    |    |    |
|---|-----|----|----|----|----|----|
| P | (庄) | 60 | 60 | 49 | 25 | 14 |
| Q | (庄) | 15 | 18 | 21 | 21 | 21 |
| R | (庄) | 14 | 19 | 0  | 3  | 4  |
| S | (庄) | 12 | 12 | 11 | 11 | 10 |

明治21年に4町以上を所有した家は A, B, C, D, P の5戸のみである。

(その二) 所有面積一町以下のもの (単位 戸)

| 所有面積    | 離 村     |     | 絶 家 |     |
|---------|---------|-----|-----|-----|
|         | 明 治     | 大 正 | 明 治 | 大 正 |
| 0反      | 11      | 15  | 3   | 1   |
| 0 ~ 1反  | 3       | 1   |     |     |
| 1 ~ 3反  | 2 (1)   | * 7 | 1   | 3   |
| 3 ~ 5反  | × 6 (1) | 1   | 1   |     |
| 5 ~ 10反 | 7       |     |     |     |

( ) 内はそのうち終戦後再び歸村した農家。

×の戸が大正にも3反6畝を有し、\*の戸が明治にも3反4畝を有していた外、各農家は離村、絶家時に夫々上記の面積を所有したに過ぎない。

第6表 離村者の行先地（成年男子）

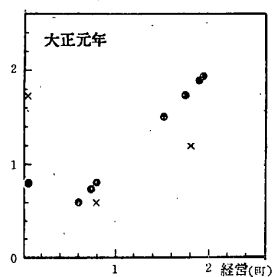
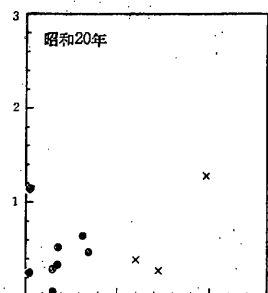
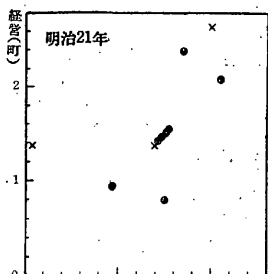
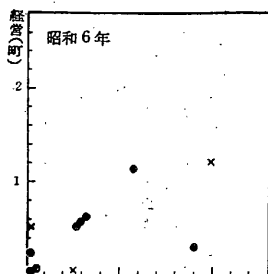
| 離村先          | 全家離村 |     | 分家離村 |     |
|--------------|------|-----|------|-----|
|              | 明治   | 大正  | 明治   | 大正  |
| (1)筑豊炭田地帯    | 戸 4  | 戸 4 | 人 1  | 人 6 |
| (2)北九州五市並芦屋  | 11   | 8   | 8    | 7   |
| (3)その他の九州各地  | 3    | 5   | 8    | 6   |
| (4)その他の内地・朝鮮 | 3    | 2   | 0    | 5   |
| (5)米 国       | 1    | 3   | ×    | *   |
| (6)近在の村へ養子   | —    | —   | 10   | 5   |
| (7)不明        | 13   | 10  | 8    | 21  |

分家離村には全家離村の二、三男を含む  
×のうち、二名は歸国して(2)、(3)へ、\*の  
うち一名は(2)へ落着く。

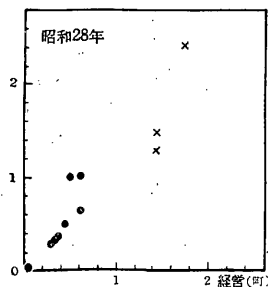
米国行きには、この外経営主又は長男が  
渡米し、再び歸国した様な例が明治に四  
戸、大正に八戸ある。

所でこのような名家が何故土地を失つてしまつたかというに、色々の理由があるのであるが、一番多いのは八幡への土地投機に手を出して失敗したというのがあつて、これは、この部落のみでなく他部落或いは他村でも多く聴かれるケースである。ここではB・Cがそれに当る。次に多いのは、学資に使つたという場合で、ここではAがそれに相当し、子供を三人大学に出し、今でもそれぞれ相当の地位を保つてゐる。このような場合は良いのであるが、土地投機に失敗したBなどは、村長も勤め記念碑まで建つてゐるが、今では孫が終戦で歸国し、漸く小さな藥屋を開いて生計を維持してゐる有様であるし、Dなども、これは代々酒屋で大庄屋を勤めた家柄であり、同じく明治初年に記念碑が建てられてゐる名家であつたのだが、事業に失敗して、その後継者は現在福岡市で貧しい生活を営んでおり、このように激しい変動が多くみられたわけである。

これら離村者の行先地をみるに、当然北九州五市と芦屋が一番多い（第六表）。芦屋は明治時代川舟の船頭として多くの人が集まつた所で、その後北九州五市に再転出した人が多いので、結局は北九州五市への転出ということになる。次に多いのが、同じく筑豊炭田地帯というのも肯けよう。なお米国行きには、この外に一度渡米してその後歸国した家が後記するように一一戸あるが、ここにはこの分は記載されず、完全移民のみが記載されている。（なお、離村



×印は、農地改革によつて  
再び自作した農家をさす



第2図  
明治大正期に下降した農家

先での職業は後述)

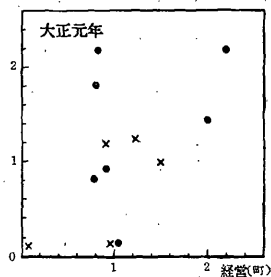
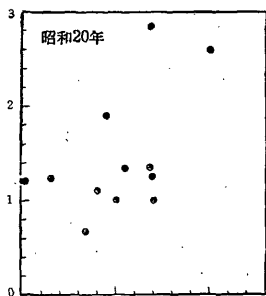
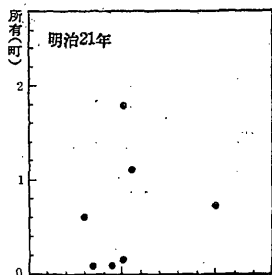
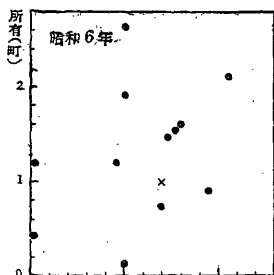
このように激しい変動であつたから、これら離村者の外に、土地を失つて、しかもそのまま部落に止まつたという農家も見受けられる。第二図がそれであり、×印の三戸のように、今度の農地改革で再び自作化し全く元に復したというのもあるが、多くはそのまま自作の小経営に止まつた。彼等の中には、積極的に製材業などに転職した者も居たが、多くは教員・役場或いは一部八幡への通勤などに交つた。

## 2 上層農家の離村・没落に伴う下層農家の上昇

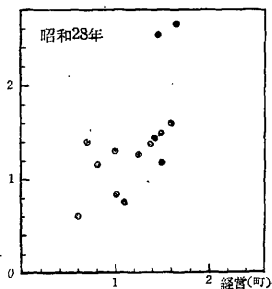
明治・大正期に上昇した農家については、現在二町以上を経営している農家五戸(うち、大きな土地所有者となつてゐたが、今度の農地改革で多くの土地を解放したもの二戸)を第七表(1)に、現在経営面積二町以下のもの一四戸(これとて、現在もすべて六反以上を経営して居る)を第三図(第七表(2)に相当)に、また農地改革で土地を開放した不耕作地主二戸を第七表(3)として示した。

更にこの外、経営主又は跡を継ぐべき長男が一時渡米し再び帰国して来た渡米組があるが、これは前述したように、小金をためて来て明治・大正期に上昇したものが多くので第八表としてここに編入して一括表わすこととした。その結果は結局、このグループからすべて今度の農地改革での土地解放者を出すという結果になつた。

さて、その上昇の仕方を見るに、勿論、小作農が自作農化したのがあるが、新たに農業を初めた者は、新規農家にしろ、分家農家にしろ、一時小作してそれを自作化するといふいわゆる自小作前進の行き方でなく、直接土地を購入して自作農として成立したものが多く。特に(イ)・(ロ)のように、こつこつ自作地を溜めて二町以上の経営に達したなど



×印は農業を始めた時期を  
さす



第3図  
明治・大正期に上昇した農家  
のうち、現在二町以上経営す  
る農家(第7表(2)に相当す)

第7表 明治・大正期に上昇した農家の年次別所有、  
経営面積

(1) 現在二町以上を経営する農家 (単位 反)

|         | 明治21年 | 大正元年 | 昭和6年 | 昭和20年 | 昭和38年 |
|---------|-------|------|------|-------|-------|
| ○(イ) 所有 | 35    | 52   | 63   | 65    | 28    |
| ○(イ) 経営 | 25    | 23   | 40   | 24    | 24    |
| ○(ロ) 所有 | 18    | 28   | 35   | 48    | 22    |
| ○(ロ) 経営 | 18    | 15   | 15   | 20    | 22    |
| ○(ハ) 所有 | 0     | 19   | 23   | 25    | 29    |
| ○(ハ) 経営 | 5     | 19   | 23   | 24    | 25    |
| ○(ニ) 所有 | 3     | 11   | 16   | 17    | 22    |
| ○(ニ) 経営 | 10    | 11   | 16   | 17    | 22    |
| ○(ホ) 所有 | 0     | 21   | 14   | 19    | 17    |
| ○(ホ) 経営 | 0     | 21   | 20   | 20    | 20    |

(2) 二町以下の農家は第3図で示す

(3) 非農家(寄生地主)

|         |   |    |    |    |    |
|---------|---|----|----|----|----|
| ○(ヘ) 所有 | 5 | 50 | 50 | 45 | 12 |
| ○(ト) 所有 | 0 | 5  | 11 | 18 | 4  |

○印は農地改革時に土地を開放した家を示す

俵三斗四升俵が四斗になった時、福岡県の南部では同じ俵数の小作米を取つて地主は実質上の手取りの増加を得たが、北部の当地では実質量に比例して俵数を下げたというように、地主の力も弱く、相対的には小作米は減つたわけであるが、尙且つ小作に出した方が有利であつたという意味は深い。況んや、寄生化したもののあるのをみても明瞭である。勿論、寄生化したものと言へば、帰米組の小土地解放者チ・リ・ヌや、学校の校長などしてこつこつ土地を

はその典型的な例である。この点、この地方の土地所有関係の変動がいかに激しかつたかを示すものであろう。そして、明治末までは一般に小作地の増加したのが全国的な傾向なのであるから、このような地方は、非常に特異な地方ということができよう。次にこの上昇して二町以上の経営をしたものうち、更に四町、五町と集めてゆく時、これを年層を入れて自作化するか、或いは、小作に出すかは重要な問題である。(イ・ロ)の農家がそれに該当するのであるが、矢張り新たな分家或いは入村者に小作に出すという道を選んでゐる。但し(イ)農家が昭和の初め暫く四町の経営をしたことがあるが、間もなく又二町に縮小している。大正時代の米穀検査で従来の一

第8表 経営主又は長男が一部家族を連れ、一時渡米した農家の年次別所有経営面積 (単位 反)

|             | 明治21年    | 大正元年     | 昭和6年     | 昭和20年    | 昭和28年    |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ○(チ) (所有経営) | 4<br>10  | 27<br>0  | 22<br>0  | 28<br>5  | 10<br>5  |
| ○(リ) (所有経営) | 0<br>0   | 26<br>10 | 21<br>10 | 21<br>0  | 11<br>4  |
| ○(ヌ) (所有経営) | 0<br>0   | 10<br>0  | 12<br>0  | 17<br>0  | 9<br>4   |
| (ル) (所有経営)  | 9<br>9   | 14<br>14 | 17<br>17 | 17<br>17 | 18<br>18 |
| (ヲ) (所有経営)  | 0<br>0   | 0<br>0   | 9<br>9   | 5<br>5   | 3<br>5   |
| (ワ) (所有経営)  | 15<br>15 | 15<br>15 | 12<br>6  | 13<br>6  | 12<br>12 |
| (カ) (所有経営)  | 4<br>9   | 8<br>11  | 3<br>9   | 2<br>8   | 10<br>8  |
| (ヨ) (所有経営)  | 2<br>7   | 6<br>6   | 4<br>7   | 4<br>10  | 7<br>10  |
| (タ) (所有経営)  | 0<br>0   | 2<br>0   | 3<br>0   | 3<br>0   | 3<br>3   |
| (レ) (所有経営)  | 17<br>17 | 16<br>16 | 5<br>16  | 4<br>18  | 17<br>18 |
| ○(ソ) (所有経営) | 39<br>13 | 43<br>13 | 34<br>17 | 41<br>16 | 20<br>12 |
| ○(特) (所有経営) | 60<br>15 | 60<br>15 | 49<br>4  | 25<br>6  | 14<br>9  |

○印は農地改革時に土地を解放した家を示す。

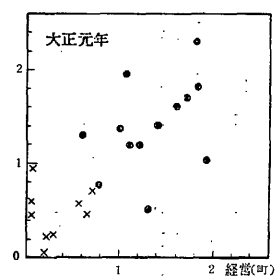
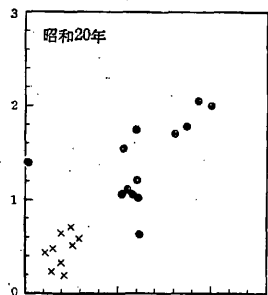
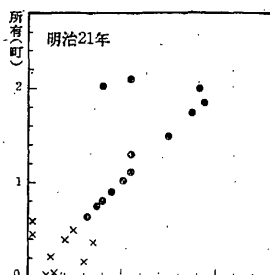
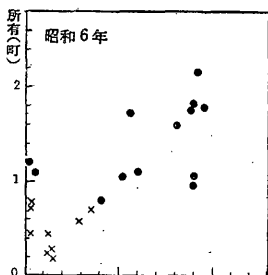
(特)として記載した農家は第5表の(P)農家であり、庄屋地主で離村しなかった唯一のものであるが、矢張次第に没落していった。農地改革でも土地を解放しているのでこの項に編入して記載した。

治・大正期に於ける分解の状況が、理解されるわけであるが、更に先をつづけることにしよう。

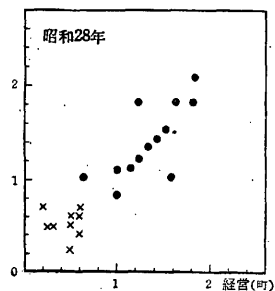
### 3 明治以来現在まで変化の少なかった自作的農家

第四図では●印は現在六反以上の経営農家、×印は六反以下の経営のものを指す。これをみれば理解されるように

買い集め、子供の兄弟が共に軍人の将官までなつて土地を集めた(ハ・ド)のように、一度農業を離れて村外との交渉の多かつたものに多い。なお二町以下の農家がすべて現在も六反以上を自作しているのをみても、この明治・大正期に上昇したグループは、村の中堅農家として農に励んできたということが出来る。以上1と2との考察を通じ一応明



×印は現在経営面積六反以下のもの



第4図

明治から現在まで変化の少なかった自作的な農家

それぞれ昔も今も交替なく一般に変化はみられない。明治・大正期に伸びる農家は伸びてしまい、これ等は自作の土地をただじつと守り続けたという形である。2でふれた明治・大正期に上昇した農家のうち、(1)・(4)のような自作大経営の大きな土地所有者は勿論初めから自作の大きなものであつたが、他は殆んど、小作農家か或いは非農家であり、分家で上昇した農家も、この節の自作農家群からの分家は少い。こういう点からみると、六反以上の農家は同じく部落の中堅層とはなっているものの單純再生産的な停滯を思わせるものがある。但し六反以下の農家は1で述べた没落した六反以下農家と同じく、当主が全部安定した通勤先を持つており、次節に述べる入村の六反以下農家に比べて、その点恵まれているといえよう。

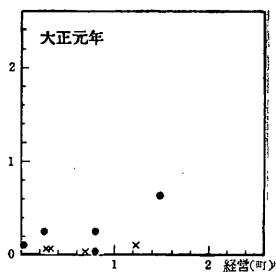
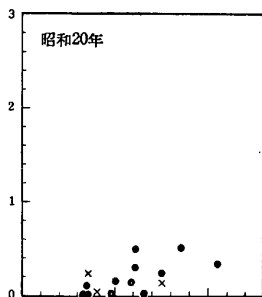
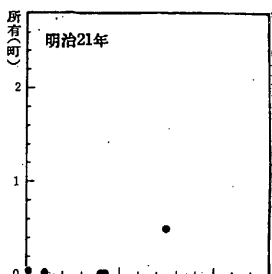
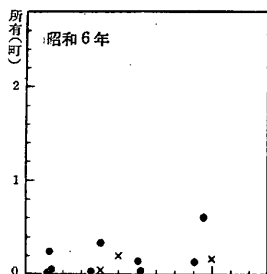
#### 4 農地改革によつて自作化した小作農家

これに属するものには、六反以上と六反以下とに分けると、前者の大部分は既存の農家であり、後者は全部入村農家である。そのため、いま既存の農家を第五図に、入村農家を第六図に分けて示した。

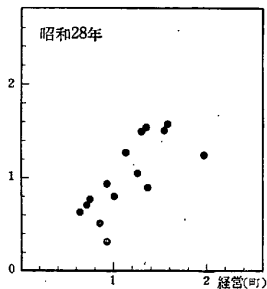
第五図の方をみれば解るように、明治以来の小作農も二、三は見受けられるが、多くはその後の分家によつて小作として伸びて来たものであり、今次の改革によつて先人と肩を並べるに到つた。

次に第六図に示した入村農家には早い時期入村したものには、一町以上の経営を有し今次改革でぐつと上昇したものもあるが、多くは六反以下であり、今次の改革で自作化したとはいふものの、先に述べた3の無変化自作農の六反以下の既存農家群に対し、通勤の機会も未だ充分には掴みきつていないようである。

彼等のような存在は当吉木部落より北に属する水田の純農村部落には少いようで、吉木のように村のセンターであ

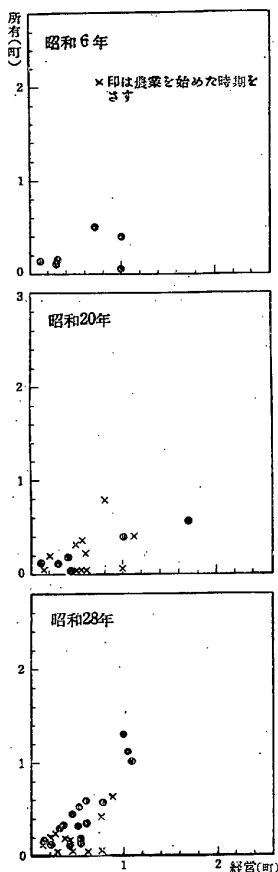


×印は農業を始めた時期を  
さす



第5図

農地改革によつて自作化した小作  
農家のうち、既存農家



第6図 入村農家(多くは農地改革によって自作化した農家)

る部落、或いは、これより南の、駅に近い或いは炭鉱に近い部落に多いようである。そして吉木では多くは農村部より滲出して来たものではあるが、南の野間部落などでは炭鉱夫が多く、中には年雇の居着いたものがある。このような交替の有様は、「遠賀村の報告」(次章註6)にある川舟船頭の農民化にもみられる所である。

これ等入村農家二八戸に対し、入村非農家は五六戸を数え、村の政治関係をみても、村議選出の事情などみても、彼等の力が大きな部分を占めているらしく、必ずしも実力のある農家が表面的にしる部落の権力を握つてはいないという現状にあるので、ここで一寸、既村農家と入村農家群との関係に触れておこう。

吉木は大字で密居式の部落ではあるが、大きいので、三つの小字に区切つてある。しかし、配給その他あらゆる面で非農家群は消費組合という名前で、別の組の集団を作っている。非農家である故、多くは道路沿いに小商売屋を並

べて細長く固つてはいるが、長いので両字にまたがつて居り、その外、かなりとびとびにとんでいる所もある。更に従来の既存の非農家もこの組に入つていたのであり、入村者でも農家は前記三小字に分割して入つてゐるわけで、明瞭に農家・非農家という分類に分れてゐる。即ち、入村者の受け入れ方には比較的自由な態度がとられて居り、その理由としては多くが同村の農村部落から滲み出て来たものであることと、他村からのものも、年雇が居着いたというようなものではなくて、一応小資本を持つて来て店を開いたという恰好であるから、比較的両者の間に対等の意識が生れたものであらうと考えられる。

### 三、要約（兩類型の關係）

この地方では明治中期、北九州に重工業が勃興するに及んで急激に労働力が吸収せられた。上層農家の中には土地を子弟の教育費に充当し、結局は、都市の中層に離村して行くという形も少くないが、多くは、下層の人々が、小商人や鉱工業労働者として離村したものであつた。

こういつた中にあつて、地主層には、八幡への土地投機などに手を出して失敗したものが多かつた。特に本部落では、江戸時代以来、庄屋を勤めて来たような名家であり且つ四町以上の土地持ちでもあるような家は没落離村して一掃され、ここに部落内の階層に大きな変化がもたらされた。

即ち、これ等地主層が土地を売りに出すことにより、従来の小作農が自作化し、更に分家農家や、日雇雑業者と思われる下層の家が土地を購入して自作農となつた。しかし、従来ともに二町程度を自作していたような農家で土地を購入した農家は、年雇を入れてこれを自作地とする途を選ばずに、小作地として、新たに分家して農家になつたり或

いは入村して農家になつた家に貸し付けることにした。この外、教職について貯金をためたり、或いは、渡米して小金をためて来た人の中には、これは大きな土地所有ではないが、矢張り、飯米自給程度に自作地を限定して寄生化した人が多く、これをみても、結局富農としての経営拡大の途をとらなかつた事情、言葉を書えれば、このような地方に於てすらなお且つ、小作地を求めて止まない潜在失業者ともいふべき沈澱層がひしめいていた事情を物語るものである。しかし、反面、大正時代の米穀検査で本県では三斗四升俵から四斗俵に變つた時、県南部の地主は、同じ俵数の小作米を引き続き取得したのに対し、当地の地主は、実質量に合わせて小作米の俵数は減らしたというような小作人の力の強いことも伺われる。また、この逋動期に没落した零細自作農、及び逋動期にもかかわらず六反以下の零細自作経営を現在まで続けた農家は、(大正・昭和期より、農業を始めた新分家、或いは、入村の小作農と違つて)小營業或いは、村内・八幡への通勤などで安定した職を持つて居り、部落の農業と一応切り離された所にその収入源を持つてゐる点、反面、明治・大正期に上昇した農家が、今では、部落の最も中堅ともなるべき二町以上の経営を維持し、その他もすべて六反以上の経営を保つてゐる点をみれば、明治・大正期に於ける農民層の分解は、この地方では、この地方なりの形で、一応完了したといふことができる。

戦後、戦勢は變り、小作農は自作化し、戦時の勞力不足及び戦災による住宅難で、当地からの通勤者も激増したが、矢張り、以上のような歴史的な系譜は残つてゐる。

即ち、戦後は年雇が天草・鹿児島方面から多く求められ、その年雇も保有米の点など全く家族並みにみられて農家に有利である反面、小作料の統制、その他、小作に出すことの不利な条件が多いといつた事情も反映して、年雇は激増したが、同じ自作農とはいへ農地改革前に小作であつた農家の年雇雇傭は未だ非常に少ない。

次に、「年雇有・通勤」の型は、六反一町三反に代表される。これは、自作七、小作二の比率に表われたように六反一町三反全体としては自作二〇、小作一八——勿論現金面よりみて通勤が年雇を二人以上も雇えるという計算にもよるが、それより激しい農業の肉体労働を離れて綺麗ごとの事務労働に志向したという面もあり、明治以来ずつと変化なくして自作的であつた③の四戸に代表される。

次に「年雇無・非通勤」の型は、六反一町と広い幅に代表され、戸数も多く、明治・大正期に自作化したもの②、先の明治以来の無変化のもの③及び今度の農地改革で自作化したもののうち、既存農家④の(b)という三つの型に代表されるが、特に④の(b)が最も特徴的である。

最後の「年雇有・非通勤」の型は二町以上に代表されるが、これは明らかに五戸とも明治・大正期に於ける上昇農家で部落の中心となるべき層である。二戸は前述の如く寄生的な土地集中であつて今度解放したのであるが、他は確実に自作化したつつ経営を拡大していつたものである。

以上、農業労働の内容よりみた現在の経営の型が、明治以来どのような変化を経て来た農家に多くみられるかを少し細かに調べたのであるが、問題になるのは、むしろ、これ等の農家が今からどのような方向に伸びてゆくかという今後のことにあることは言うまでもない。小作料は低く押えられ土地の移動にも制約の多い現在、そのような条件が何時まで続くかは別として、少くとも今後は、今まで見て来たような変動の仕方とは違つた形で進むのではなからうかということは当然予想せられる所である。しかし、今次の調査ではまだ、その点にまで言及する資料を持ち得なかつた。

第9表 農家の階層間移動よりみた類型と通勤年雇の有無による  
農業労働の内容よりみた類型との関係

離村と農家の階層間移動

|                    | 年雇無・<br>通        | 年雇有・<br>勤        | 年雇無・<br>非通       | 年雇有・<br>勤        | 年雇無・<br>非通       | 年雇有・<br>勤        | 年雇無・<br>非通       | 年雇有・<br>勤        | 年雇無・<br>非通       | 年雇有・<br>勤        | 計        |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------|
|                    | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 | ○<br>6<br>~<br>反 |          |
| ④ 農地改革で<br>自作化     | 11               | 3<br>1           | 2                |                  | 8                | 2<br>9           | 1<br>4           | 1<br>1           | 1<br>1           | 1<br>1           | 28<br>16 |
| ① 明治・大<br>正期に下降    | 4                |                  | 2                |                  | 1                |                  | 2                |                  |                  | 2                | 4<br>7   |
| ③ 明治以来自作的で変化<br>少し | 10               |                  | 4                |                  |                  | 4                | 4                |                  |                  | 2                | 24       |
| ② 明治・大正期に上昇        | 1                |                  | 1                | 2                | 3                | 6                | 3                | 1                | 3                | 5                | 22       |
| 計                  | 25               | 4                | 9                | 2                | 12               | 21               | 14               | 3                | 8                | 5                | 103      |

註 ○は問題のポイントとなるべき層、ゴヂツクはそのうち左邊と最も相応  
ずる位置を示す。

最初に詳述したが、このような通勤と年雇との有無からみた農業労働内容により分けてみた四つの型と、今まで述べてきた明治以来の階層間の移動の方式によつて分けられた四つの型との関係をここで第九表として相關させてみた。縦横の指標はそれぞれ○印の項で相応する。(表中①項は数も少なく、又他に編入して考えられるので特に問題としなかつた。)このことを少し詳しく説明してみよう。即ち、先ず、「年雇無・通勤」の型は六反以下の層に代表されるが、これには、農地改革で自作化した④——この六反以下はすべて入村農家(④の(a))で占められる——と、明治以来自作的で変化の少なかつた③の型及び明治・大正期下降した①の型が多く、その中、後者は全部通勤しているのに前者はそれほどでもないというのは、前者は新規に農業を始め、通勤に出たいのだが、係累にも乏しい所から就業できないといつた一種の不完全就業者とみるべきであつて、既存農家は、早くから農業外への就業を志向していたことを示している。六反以下は大体経営主は通勤によつて家計を潤おし、経営は家族に任せて飯米を確保させるという形になつてゐるとみななければならぬ。

## (附) 通勤の現状

この地方の通勤は、戦時の労力不足及び空襲による工場街の焼失により、戦後は殊に多くなつたのであるが、一度通勤圏に入ると、戦災の復興した現在にも減少をみせない。なお前章で通勤と云えば、経営主又は、これに替るべき長男の通勤者のみを指したのであるが、ここでは二、三男の通勤も合わせ論じる。

二、三男には教育を受けさせて資産分割の代りに充てたりするのは何処でも見られる傾向で、或いは長男は農業高等学校に、二、三男は普通の高等学校へ行かせたりもするが、この地方の様に通勤の機会に恵まれていると、長男を農高に進ませたりする位では、仲々家に居着かない。

「夏勤めから帰つた勤人が、浴衣がけで、村の中をぶらぶら散歩したりすると、その頃まで、まだ農事に励んでゐる子弟を刺戟して困る」という様な声も聞かれる様に、皆が通勤に出たがつてゐる。そのように嫌われている農業であるから、地方から年雇に来てゐる人々も亦、工場へ行きたがつてゐるのは言を俟たない。年雇の待遇が近代的不いというわけではなしに女子はともかく男子の年雇は殆んど全部工場を希望して居り、極端に言えば工場への「つて」を求めるためにこの近郊の農村に来てゐると云うような有様である。

しかし、年雇の転出してゆく職種と土地の人の通勤の職種には若干の差があるようである。年雇は工場に入つても教育程度は低いので多く肉体労働に従事するが、土地の者は教育程度も高く、又「つて」に恵まれてもいるので、頭脳労働に従事する者が圧倒的に多い。<sup>(6)</sup>そして、守衛或いは監視人という職種が比較的多いのも亦、遠隔地から来る労働者の職種にはみられないものである。

第10表 通勤者の職種（経営面積別）

（単位 人）

|        |       | 村 内              |   |    |   |     | 村 外          |   |   |   |   |   |                  |                  |   |    |    | 計  |    |    |
|--------|-------|------------------|---|----|---|-----|--------------|---|---|---|---|---|------------------|------------------|---|----|----|----|----|----|
|        |       | △                | ○ | ○  | × | △   | ○            | △ | × | △ | × | △ | △                | ×                | ○ | △  | ×  |    |    |    |
|        |       | 営                | 教 | 役  | 場 | その他 | 教            | 非 | 現 | 便 | 工 | 場 | 場                | 芦                | 幼 | 其  | の  |    |    |    |
|        |       | 農                | 事 | 勞  | 不 | 明   | 業            | 官 | 局 | 務 | 明 | 視 | 手                | 地                | 所 | 務  | 勞  |    |    |    |
|        |       | 業員協務働明           |   |    |   |     | 員吏局務働明視手地所務働 |   |   |   |   |   |                  |                  |   |    |    |    |    |    |
| 0 反    | { 男女計 | 4                | 1 | 1  | 1 |     | 2            |   |   |   |   |   |                  |                  | 2 |    | 4  | 6  | 1  |    |
|        |       | 1                |   |    |   |     |              |   |   |   | 1 |   |                  | 3                |   | 5  |    |    |    |    |
|        |       | 5                | 1 | 1  | 1 |     | 2            |   |   |   | 1 |   |                  | 3                | 2 | 4  | 11 | 1  |    |    |
| 0～6反   | { 男女計 | 3                | 1 | 1  | 1 | 1   | 2            | 2 |   | 3 | 2 | 4 | 2                | 2 <sup>(a)</sup> | 2 |    | 1  | 10 | 12 | 6  |
|        |       | 3 <sup>(u)</sup> | 1 | 1  |   |     | 1            |   | 1 |   |   | 2 |                  | 5                |   |    | 3  | 11 |    |    |
|        |       | 6                | 2 | 2  | 1 | 1   | 3            | 2 | 1 | 3 | 2 | 6 | 2                | 2                | 7 |    | 1  | 13 | 23 | 6  |
| 6～13反  | { 男女計 |                  |   | 3  | 2 | 1   | 1            | 1 | 2 | 2 |   | 2 | 3 <sup>(2)</sup> | 2                | 3 |    | 10 | 10 | 2  |    |
|        |       | 1                |   | 1  | 1 |     |              |   |   |   | 1 |   | 1                |                  |   | 1  | 3  | 1  |    |    |
|        |       | 1                |   | 4  | 3 | 1   | 1            | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2                | 1                | 3 |    | 11 | 13 | 3  |    |
| 13～20反 | { 男女計 | 1                | 1 |    |   |     | 1            | 1 | 1 |   | 1 |   | 2                |                  | 1 |    | 5  | 4  |    |    |
|        |       | 2                |   |    |   |     |              |   | 1 |   | 1 |   | 1                |                  |   | 3  | 1  |    |    |    |
|        |       | 1                | 3 |    |   |     | 1            | 1 | 2 |   | 2 |   | 3                |                  | 1 |    | 8  | 5  |    |    |
| 20反～   | { 男女計 | 1                |   |    |   |     |              |   |   |   |   |   | 1                |                  |   |    | 1  | 1  |    |    |
|        |       |                  |   |    |   |     |              |   |   |   |   |   |                  |                  |   |    |    |    |    |    |
|        |       | 1                |   |    |   |     |              |   |   |   |   |   | 1                |                  |   |    | 1  | 1  |    |    |
| 計      | { 男女計 | 7                | 4 | 6  | 1 | 4   | 3            | 4 | 5 | 6 | 2 | 7 | 5                | 2                | 7 | 6  | 1  | 30 | 33 | 9  |
|        |       | 5                | 1 | 4  | 1 |     | 1            |   | 1 | 1 |   | 4 |                  |                  | 6 | 4  |    | 7  | 20 | 1  |
|        |       | 12               | 5 | 10 | 1 | 5   | 2            | 4 | 4 | 6 | 7 | 2 | 11               | 5                | 2 | 13 | 4  | 6  | 1  | 37 |

註 (1)のうち2名は助産婦、(2)のうち1名は郵便局、1名は芦屋基地の監視、  
 (3)のうち1名は郵便局の運転手。○印は事務、×印は肉体労働、△印は両  
 者中の間のものを示す。

隣村と農家の階層間移動

このような傾向は、現在だけではなく昔もそうであつたらしい。本部落からの明治・大正期に於ける離村者の職種を同じく拾つてみると、上層出身者は都会にでも中流以上の頭脳労働者として、下層出身者は同じくより肉体労働の多い部門に出ているが、その下層出身者といつても、工員・坑夫は意外に少く、むしろ野菜屋、荒物屋などの小商人が目につく（第一表）。今明治四〇年の八幡市の職業別戸数をみると、農業一六三戸、漁業一戸、工業三戸、商業一、五三四戸、雑業五、六七二戸となつて居り、その雑業のうち製鉄所は四、六二四人を占め、野菜屋

第11表 離村者の職業（出身農家の経営面積別）（単位 人）

|        | 野菜屋 | 荒物屋 | 小商売 | 警官 | 製鉄 | 坑夫 | 事業主 | 医者 | 技師<br>社員<br>教員 | 將校 |
|--------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----------------|----|
| 0 反    | 1   | 1   | 1   | 3  | 1  | 1  | 1   | 1  |                |    |
| 0～3反   |     |     |     |    | 2  | 3  |     |    |                |    |
| 3～5反   |     |     | 3   |    |    |    |     |    |                |    |
| 10～15反 |     |     |     | 1  | 1  |    |     |    |                |    |
| 20～25反 |     |     |     |    |    |    | 1   | 1  | 1              | 1  |
| 35～40反 |     |     |     |    |    |    |     |    |                | 1  |
| 60～90反 |     | 1   |     |    |    |    |     | 1  | 3              | 1  |
| 計      | 1   | 2   | 4   | 4  | 4  | 4  | 2   | 3  | 4              | 3  |

離村と農家の階層間移動

九九戸、同行商五一戸、荒物屋五五戸、諸品行四七〇戸となつて居つて、製鉄所の職工・人夫には遠くから来た者が寄宿舎、或いは転入して来て従事し、近郊のこれ等農村からは母村の野菜を仲介したりして彼等工員を對手とした小商人の形で入り込んだようである。<sup>(7)</sup>

この様に昔も今も、その同じく工場地帯に入り込むにしろ、稍性格の違つた職種に従業するということは相対的な差には違いなからうが、矢張り労働市場への遠近という立地条件に起因する一つの傾向を物語るものとしてここに付け加えておく。

註(6) 農工協力中央会、昭和廿年、福岡県遠賀郡遠賀村調査報告にも同じ内容が報告されている。

註(7) 当時の製鉄の労働条件は非常に悪く「初め常勤勤務は拘束一二時間（実働一〇時間半）であつたが、まもなく実働一時間に改正し、交替勤は二交替制であつてこれが大正九年（二月の労働争議―筆者註）まで続いた云々」（八幡製鉄所五〇年史二九四頁）とあつたり、或いは「労働者は一般下層の人民にして、其勤務は朝に月を戴き夕に露を踏みて歸るなど実に悠然に堪えざるあり。彼等が同盟罷工を企て野蠻の行為を敢てするのは畢竟慰安の道なればなり云々」（八幡町是、労働者に対する慰安法の項）とあり、商人の方が有利であつた事情によるが、それも「かくの如く戸数の割に収益の少いのは何れも小商人にして実業界に一大飛躍を試みるものなく云々」（八幡町是）とある如く小商人が多かつた。

（研究員）